

三芳町第5次行政改革大綱

(平成27年度～平成29年度)

平成27年3月

三芳町

目 次

| | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 三芳町の現状と課題 | 2 |
| 2 | 大綱の位置づけ | 2 |
| 3 | これまでの取組と成果 | 2 |
| 4 | 大綱の基本方針 | 3 |
| 5 | 計画期間 | 4 |
| 6 | 数値目標 | 4 |
| 7 | 推進方法と体制 | 4 |
| 8 | 大綱とアクションプラン | 5 |

1 三芳町の現状と課題

日本経済は、消費増税後の落込みから持ち直しつつあり、雇用・所得等が改善傾向を維持する中、生産や個人消費にも回復の動きがみられるところであるが、2014年度のGDPの成長率は依然、マイナス成長ということもあり、今後もデフレ脱却、経済成長の底上げと財政再建という厳しい財政運営を求められている。

三芳町においても、景気の緩やかな回復傾向により、町民税や法人税に増収の兆しが表れているところではあるものの、税制改正等の影響により大幅な増収は見込めない状況である。また、扶助費の増加や広域ごみ処理施設等公共施設建設による債務の償還等の歳出の増加により、より一層の財源確保が必要な状況となっている。

このような厳しい状況にあっても、社会情勢の変化に的確かつ機動的に対応し、極力住民サービスを低下させることなく、積極的な行財政改革を推し進め、将来にわたって持続可能な財政構造と健全な行政運営を構築していく必要がある。

2 大綱の位置づけ

三芳町第5次行政改革大綱は、第4次総合振興計画に示された行政改革の推進を効果的に実施するものであり、今後町が取り組むべき行政改革を具体化したものである。

なお、今後策定が予定されている第5次総合計画においても本大綱は引き継がれるものである。

3 これまでの取組と成果

第4次行政改革大綱(平成22年度～26年度)では、第4次総合振興計画の基本理念「パートナーシップのまちづくり」の政策実現に向けて、「地域の活性化」と「行政の減量化」を理念として行政改革を行うとともに、平成25年度からは、脱財政硬直化宣言「三芳町緊急行財政対策プラン」(平成25年・平成26年)を策定し、財政の硬直化の改善と財政の健全化を促進するアクションプランを実施しているところである。平成25年度決算時には、目標としていた経常収支比率98%以下を達成し、引き続き平成26年度目標96%以下を目指して、努力しているところである。

しかしながら、当該プランの達成見込みでは、積み残す課題も多々あるため、本大綱の計画と併せて、引き続き取り組む必要があるものについては継続し、明確な数値目標を定め、実行していくこととする。

| 年 度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|------------|-----------|-----------|----------|
| 経常経費(千円) | 7,766,194 | 7,528,030 | |
| 経常一般財源(千円) | 7,806,447 | 7,789,406 | |
| 経常収支比率 | 99.5% | 96.6% | |
| 目標値 | — | 98% | 96% |

(脱財政硬直化宣言「三芳町緊急行財政対策プラン」の成果)

※平成 26 年度については決算後の算定になるため空欄

※経常収支比率は、減収補填債（特例分）及び臨時財政対策債を除く。

4 大綱の基本方針

① 財務指標の改善につながる即効性のある財政改革

財政状況の改善については、町の喫緊の課題であり、その課題を解決するためには、スピーディーかつ即効性のある取組みが必要不可欠である。そのためには、短期間で構築できる新たな財源の確保策のほか、経常収支比率等財務指標の改善につながる事務事業について、早期に見直しが可能な取組みから、即時改善していく必要がある。これと併せて、新たに構築した行政評価システムを活用して、積極的かつ速やかに事務事業の改善を図る。

② 長期的な視点からの歳出削減策

現在の町の財政状況の中で、町を持続的に運営していくためには、町の歳入、歳出、債務、基金等の長期的な見通しを予測・計画する「長期財政計画」を策定し、計画的に予算を編成し、執行していく必要がある。

また、これと併せて長期的な視点からの歳出削減策が求められている。これについては、新たに構築した行政評価システムを適正に運用し、PDCAサイクルにより既存の事業を縮小・廃止・改善するなど事業のスクラップ&ビルドをはじめ、公共施設マネジメント計画による公共施設の統廃合など、長期的な視野で目標を持った歳出削減策が必要となってくる。また、今後も増えつづける社会保障費を抑制していくため、町民の健康増進策を拡大するなど、短期的な歳出削減だけではなく、将来的に歳出削減に貢献する事業実施にも努める。

③ 数値による明確な指標の設定と厳格な進捗管理

三芳町においては、昭和 60 年における第 1 次行政改革大綱の策定以来、数次にわたり行政改革大綱を策定してきた。しかし、今までの行政改革大綱では、達成時期の定めは

あっても、数値的な達成指標（目標）は示されず、計画的な進捗管理を行ってこなかったという現実がある。本大綱は、全職員への現在の財政状況のわかりやすい説明と達成目標の徹底的な周知とともに、実効性・実現性を担保するため、数字による「見える形」での指標と定期的な進捗管理を実施する。

また、進捗管理においては、外部の視点を導入し、定期的に行政改革懇談会に取組方法や進捗状況を監視してもらい、本大綱の実効性・実現性を担保する。

5 計画期間

本大綱の計画期間は、社会情勢の変化への対応や計画の実効性を担保するため、進捗管理のしやすいよう3年間の計画とし、平成27年度から平成29年度までとする。

6 数値目標

健全化を目指す目標として、当面3年間で経常収支比率を95%以下とすることを目標とする。

（経常収支比率とは町税や地方交付税など使い道が自由な一般財源に対する、必ず支出しなければならない経費の割合で80%までが適正とされる。）

| 経常収支比率の現状（平成25年度） | |
|-------------------|-------|
| 埼玉県町村平均 | 87.5% |
| 埼玉州市町村平均 | 90.5% |

7 推進方法と体制

本大綱は町長を本部長とする行政改革推進本部により策定されるものである。行政改革推進本部長が本大綱の実行を各所管課長に指示する。

進捗管理については、行政改革推進本部の事務局である政策推進室が各所管課長に進捗状況を定期的に照会するとともに、必要に応じてヒアリングを実施し、進捗状況を行政改革推進本部に報告することで、実効性・実現性を担保していき、また、これと併せて、定期的に行政改革懇談会に進捗状況を報告し、意見を徴取していくものとする。

また、本大綱の見直しについては、決算期に行政改革推進本部に経常収支比率等財務指標や年間の改革取組状況等を報告し、行政改革懇談会の意見を踏まえ、アクションプラン等計画の見直しを実施する。

8 大綱とアクションプラン

本大綱では、8つの項目を設定し、それぞれの項目にアクションプランを定める。アクションプランのそれぞれの年度の実施内容、実施期限及び責任課については、別途定める。

(1) 新たな歳入の確保

持続可能な行政運営を構築するため、短期的に導入できる新たな財源策等を行う。

① 新たな広告収入の確保

窓口封筒、公用車ラッピング、ラインスタンプ等広告掲載を拡大する。

② ふるさと納税制度の導入

みよし野菜等町の特産品のPRも含め、特典付きの寄附制度を導入する。

③ フィルム・コミッション事業の推進

庁舎等公共施設をロケーションで使用する場合の規定を制定する。

④ 遊休施設等を活用した使用料の確保

太陽光発電事業等公共施設の屋根等を活用し、使用料の確保を図る。

⑤ 都市計画税の見直し

課税区域や税率の見直しを検討する。

(2) 組織体制の見直しと職員の人材育成

さらなる組織の見直しと職員の人材育成により、住民サービスの向上を目指す。

① 人事評価制度の導入と職員の意識改革

能力・実績に基づく人事管理により、職員のモチベーションの高揚、事務能率の向上を図る。

② マイナンバー制度の有効活用の検討

情報の一元化による窓口業務の効率化等マイナンバー制度の有効活用について検討する。

③ 簡素な執行体制の構築

多様な住民ニーズに的確に対応できる効率的で効果的な組織を構築する。

④ 職位・職責の見直し

職位・職責に応じた職務を適切に執行できるよう、組織体制や職位・職責の見直しを実施する。

(3) 人件費等の適正な執行

近隣市町、類似団体等の状況を調査し、適正な人件費に見直すとともに、職員の職務のワークライフバランスの適正化を図る。

① 職員の定員適正化

職員の再任用等のため、定員適正化計画を見直す。

② 報酬、報償費等の見直し

附属機関等非常勤特別職の報酬や報償費等謝礼について、職務内容や負担に応じた見直しを実施する。

③ 時間外労働の適正化と事務の効率化

引き続き、時間外勤務の職務内容の厳格な精査及び職務命令を管理職に徹底するとともに、ノー残業デーの拡充等を実施し、職員のワークライフバランスが実現できる環境を整える。

④ 職員手当の見直し

地域手当、管理職手当等職員手当について、見直しを実施する。

(4) 公共施設マネジメント計画等公共施設の適正化

公共施設マネジメント計画を適正に執行するとともに、公有財産の有効活用を図る。

① 公共施設マネジメント計画アクションプランの策定

施設長寿命化計画を策定し、施設維持のためのランニングコストの平準化を図る。

② 老人福祉センターの廃止と代替施設の設置

耐震基準を満たさなかった為、廃止を検討し、新たな代替施設で事業を継続する。

③ 土地賃貸借施設の精査と適正化

固定資産税額の見直しと連動した適正な賃借料となるよう契約内容を見直すとともに、引き続き施設の利用頻度等を精査し、適正化を図る。

④ 清掃工場跡地の有効活用

引き続き、跡地の有効活用や土地の処分について検討する。

(5) 民間活力・指定管理者の拡充

「民間にできることは民間に」を基本に、更なるアウトソーシングを推進するとともに、公共サービスの担い手の育成を推進する。

① 指定管理者制度等の導入

公の施設や出先機関について、指定管理者や業務委託等を推進する。

② 軽易な業務の集約化とアウトソーシング

臨時職員の集中管理や軽易な業務の集約化、アウトソーシング等により、業務の適正化・効率化を図る。

③ NPO法人の育成等

町内ボランティア団体等NPOの自立促進を促し、地域経済活動の活性化や提案型事業委託等を活用して、住民の公共サービスへの参入を促進する。

(6) 受益者負担と社会保障費の適正化

近隣市町や類似団体の状況を精査し、使用料、手数料等の受益者負担の原則を徹底するとともに、社会保障費等の適正化を図る。

① 家庭ごみの有料化

ごみの減量化、資源化の促進、経費負担の公平性等の観点から家庭ごみ(可燃ごみ・粗大ごみ)の有料化について、共同処理するふじみ野市との均衡を図りながら検討する。

② 生ごみ減量化促進事業の見直し

生ごみ減量化促進事業の普及・啓発方法の見直しを検討する。

③ 情報公開に関する手数料の見直し

法人等営業利益につながる公文書の公開手数料等について、有料化を検討する。

④ 社会保障費等の適正化

町の経常経費のうち社会保障費等扶助費については、町単独で実施しているものや近隣市や類似団体との比較等により、プライオリティを精査し、見直しを実施または検討する。

ア 扶助費の見直し

- ・ぬくもり健康入浴事業
- ・地域福祉バス利用助成事業
- ・敬老祝金支給事業
- ・ひとり親家庭の就学祝品贈呈
- ・学童保育室保育料 等

イ 総合的な繰出金縮減に向けた見直し

- ・介護保険利用者負担助成金
- ・国民健康保険税率
- ・国民健康保険保養所助成金 等

(7) 住民の健康増進による社会保障費の抑制

将来的に社会保障費等の歳出削減に貢献する健康づくり等の事業実施に努める。

① こどもの食育計画の策定

食育に関する全体計画・年間指導計画を策定し、これに基づき計画的に啓発・指導を実施する。

② 高齢者の運動促進

介護予防運動教室やいもっこ体操等健康づくり事業を拡大する。

③ 健康づくり推進計画の策定

食育の推進、生活習慣病の予防対策、がん対策、歯科保健、こころの健康等を保持するための健康づくり推進計画を策定する。

④ 包括ケアシステムの構築

将来急増する要介護者を包括的に介護できるシステムを構築する。

(8) その他健全な財政運営の推進等

その他財政運営の健全化のために必要な計画やシステム等を構築する。

① 長期財政計画の策定

町の歳入、歳出、債務、基金等の長期的な見通しを予測・計画することで、適切な予算編成を実現し、持続可能な安定した財政運営を継続する。

② 行政評価制度の定期的な見直し

行政評価制度を実効性のあるものとして確立し、PDCAサイクルにより、新たな視点で事務事業の見直しに取り組む。

③ 権限移譲の精査

引き続き、移譲事務の内容を精査し、費用対効果の検証により受入れの適否を検討する。

④ 適正な設計価格の積算と競争入札の促進

引き続き、適正な設計価格の積算と競争入札を強化する。